

上尾市上下水道部発注工事における主任技術者等に関する基準

令和 5年 4月 1日
上下水道部長決裁

(目的)

第1条 この基準は、上尾市水道事業が発注する建設工事（以下「工事」という。）において、建設業法（昭和24年法律第100号）に定める主任技術者、監理技術者（特例監理技術者）及び現場代理人に関し必要な事項を定め、もって工事の適正な施工の確保を図ることを目的とする。

(主任技術者等に関する基準)

第2条 主任技術者等に関する基準は、法令に定めるものを除くほか、上尾市発注工事における主任技術者等に関する基準（令和5年4月1日総務部長決裁）の規定の例による。

附 則

この基準は、決裁の日から施行する。